

東かがわ市告示第117号

東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年 9月 25日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時における福祉避難所の円滑な運営に向けて、東かがわ市（以下「市」という。）との協定等に基づき福祉避難所を設置・運営する際に必要となる施設改修及び資機材整備をする社会福祉法人等に対して、予算の範囲内で東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、東かがわ市補助金等交付規則（平成15年東かがわ市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、市と福祉避難所の設置・運営等に関する協定等を締結する社会福祉法人とする。

(交付の条件)

第3条 補助対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 福祉避難所の開設の際の連絡体制等を整備し、市に提出すること。
- (2) 本補助金事業の実施により、災害時における福祉避難所開設の実効性を確保するため、市が策定するマニュアルを基にして市と連携した訓練、研修等を行うこと。
- (3) 本補助金事業を実施することで施設ごとの受入可能人数を次のとおり増加すること。この場合において、基準となる受入可能人数は、市から香川県に提出した事業実施年度の4月1日時点の施設ごとの数とする。

ア 新たに福祉避難所の開設に係る協定等を締結する施設 10人以上確保

イ 既に福祉避難所の開設に係る協定等を締結している施設 新たに5人以上確保

(補助金の交付の対象、補助基準額、補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助基準額、補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額は、補助対象事業に係る経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、東かがわ市福祉避難所体制整備

支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を、指定された期日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 補助対象者は、前項の規定による交付申請をしようとするときは、事業計画書を提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1） 補助金の交付決定後に事業（第5条第2項に規定する事業計画書に記載すべき事業をいう。以下第4号までにおいて同じ）の追加を行う場合。
- （2） 補助金の交付決定額に対して増額又は30パーセントを超える減額を行う場合。
- （3） 交付決定を受けた事業間で、補助金の交付決定額に対して30パーセントを超える配分変更を行う場合。
- （4） 交付決定を受けた事業のうち、一部の事業を中止し、又は廃止しようとする場合。

2 前項の規定による変更承認申請をしようとするときは、変更事業計画書を提出しなければならない。

3 市長は、第1項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助対象者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由を記載した、東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助事業を完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む）は、当該補助事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して30日以内又は当該補助事業実施年度の2月末日のいずれか早い日までに、東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、前項の規定による実績報告にあたり、事業実績書を提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合には、その実績報告に係る補助事業の

成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助対象者は、速やかに、東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業補助金請求書（様式第7号）を提出し、補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条第1項の規定による補助金の額の確定後、同条第2項の請求があった場合に、補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助対象者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付内容、条件、その他の法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第13条 東かがわ市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 補助対象者は、第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかった場合は、規則第19条の規定により延滞金を納付しなければならない。

（財産の管理）

第14条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）は、補助金の交付目的に従って適正に管理しなければならない。その際、補助対象年度とともに「東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業補助金により整備」と明示すること。

2 取得財産等のうち、規則第21条に規定する財産は、取得価格が5万円以上の財産とする。

3 規則第21条の2に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定された耐用年数に相当する期間とする。

4 補助対象者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

5 市長は、補助対象者が市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市長に納付させることができる。

（証拠書類の保存）

第15条 補助対象者は、帳簿その他の補助事業書類を整理し、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第16条 補助対象者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費

税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 8 号）により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市長に返還しなければならない。

附 則

この告示は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助金の交付の対象及び補助率

1 補助対象事業	2 補助基準額	3 補助率	4 市負担限度額
（1） 施設改修事業 福祉避難所として避難者を受け入れるために必要な施設改修に係る経費 ＜対象となる施設改修の例＞ 避難スペース確保のための簡易改修、トイレ・入浴施設等の増設等	1施設当たり600万円以内	3分の2以内	1施設当たり400万円以内
（2） 資機材整備事業 福祉避難所の運営に必要となる、避難者が直接使用する資機材購入に係る経費 ＜対象となる資機材購入の例＞ 自家発電機、ポータブル電源、介護用ベッド、段ボールベッド、パーテーション、介護用簡易トイレ、車いす等	1施設当たり60万円以内	3分の2以内	1施設当たり40万円以内

備考

次に掲げるものについては、補助対象事業から除く。

- （1） 建物の新築・増築、大規模改修、耐震化工事
- （2） 車両購入費
- （3） 備蓄物資の購入（食料類、飲料水、毛布類、生理用品、紙おむつ等の消耗品）
- （4） 資機材の更新
- （5） 人件費等の事務的経費
- （6） 他の県補助金の対象となる事業
- （7） その他本補助金の制度趣旨に合致しないと認められる経費

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

東かがわ市長 様

補助対象者名

所 在 地

名 称

代表者氏名

東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付申請書

年度東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業を実施するため、補助金交付要綱第 5 条の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業計画書(別紙 1 のとおり)
- 3 収支予算書(別紙 2 のとおり)
- 4 福祉避難所開設時連絡体制 (任意様式)
- 5 その他申請に必要な書類

別紙 1 (様式第 1 号関係)

事業計画書

1 事業計画

(1) 施設改修事業

実施福祉避難所名	実施前受入 可能人数	実施後受入 可能人数	主な事業内容	備考

(2) 資機材整備事業

実施福祉避難所名	実施前受入 可能人数	実施後受入 可能人数	主な事業内容	備考
				新規

受入可能数は要綱第 3 条第 3 号の条件を満たすこと

2 事業概要

改修や整備の概要を記載する他、工事の図面等参考資料を添付すること。
--

別紙2(様式第1号関係)

収 支 予 算 書

1 収入の部(単位:千円)

区 分	予算額	摘 要
市町補助金		
その他収入		
合 計		

2 支出の部(単位:千円)

区 分	予算額	摘 要
施設負担金		
その他支出		
合 計		

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長

印

東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付決定（変更交付決定）通知書

年 月 日付けで申請（変更申請）のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

1 交付年度	年 度
2 福祉避難所名	
3 補助金の 交付決定額 (変更交付決定 額)	円
4 交付条件	(1) この補助金は、申請のあった目的以外に使用してはなりません。 (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに市長の承認又は指示を受けなければなりません。 ア 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。 イ 中止し、又は廃止するとき。 ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。 (3) 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書、収支決算書等を提出してください。 (4) 市長が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。 (5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。 (6) 東かがわ市補助金等交付規則等の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。
5 備 考	

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

東かがわ市長 様

補助対象者名

所 在 地

名 称

代表者氏名

東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号 で、補助金交付決定の通知があった 年度東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業を、下記のとおり変更したいので、東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業計画書(別紙1のとおり)
- 3 収支予算書(別紙2のとおり)
- 4 その他申請に必要な書類

(注) 2、3は様式第1号に準ずるものとする。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

東かがわ市長 様

補助対象者名

所 在 地

名 称

代表者氏名

東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があった 年度東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業を中止(廃止)したいので、東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 事業の中止(廃止)の理由

2 中止の期間(廃止の期間)

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

東かがわ市長 様

補助対象者名

所在地

名称

代表者氏名

東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があった 年度東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業の実績について、東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績書(別紙3のとおり)
- 2 収支決算書(別紙4のとおり)
- 3 その他報告に必要な書類

別紙 3 (様式第 5 号関係)

事業実績書

1 事業実績

(1) 施設改修事業

実施福祉避難所名	実施前受入 可能人数	実施後受入 可能人数	主な事業内容	備考

(2) 資機材整備事業

実施福祉避難所名	実施前受入 可能人数	実施後受入 可能人数	主な事業内容	備考
				新規

受入可能数は要綱第 3 条第 3 号の条件を満たすこと

2 要綱第 3 条第 2 号の実施状況

実施事項	訓練 ・ 研修 ・ その他
実施内容	(例) ○月○日○○園と合同で、改修スペースに避難者を受け入れる想定で訓練を実施。 (例) ○月○日○○荘と配備した資機材の保管場所や実際の受入れスペース、資機材の活用方法やさらに不足している資機材等について施設担当者で確認した。

実施内容、課題等についてできる限り詳細に記載すること

3 事業実施報告

改修や整備の詳細を記載する他、整備内容が確認できる写真や参考資料等を添付すること。

別紙4(様式第5号関係)

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	決算額	摘 要
市町補助金		
その他収入		
合 計		

2 支出の部 (単位：千円)

区 分	決算額	摘 要
施設負担金		
その他支出		
合 計		

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長

国

東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付確定（変更交付確定）通知書

年 月 日付けで提出のあった補助対象事業等の実績報告に係る補助金の額については、次のとおり確定したので、東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

1 交付年度	年 度
2 福祉避難所名	
3 補助金の 交付確定額	円
4 交付条件	(1) この補助金は、申請のあった目的以外に使用してはなりません。 (2) 市長が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。 (3) 東かがわ市補助金等交付規則等の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

東かがわ市長 様

補助対象者名

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった 年度東
かがわ市福祉避難所体制整備支援事業補助金について、東かがわ市福祉避難所体制整備支
援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

1 請 求 額 円

2 振 込 先

金 融 機 関 名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
(フ リ ガ ナ) 名 義 人	()

年 月 日

東かがわ市長 様

補助対象者名

所 在 地

名 称

代表者氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業補助金について、東かがわ市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱第 16 条に基づき、下記のとおり報告します。

1 補助対象事業及び施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）

金 円

4 添付書類

3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等